

賃金引上げに業務改善助成金をご活用ください

○業務改善助成金とは？

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等により生産性向上に取り組む中小企業にその費用の一部を助成する制度です。

賃金引上げ

事業場内で最も低い賃金を50円以上引き上げ



設備投資等

生産性向上につながる設備・システムの導入等



助成金支給

30万円～
最大600万円
(対象経費の3/4)

申請期間：令和8年9月1日～地域別最低賃金の発効日の前日又は同年11月30日のいずれか早い日

○どんな設備投資が助成対象になるの？

例えば、下記のような生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。

・POSレジシステムの導入（小売業）

➡在庫管理の効率化により、接客に多くの時間を充てることが可能となり、売上げが増えた。



・食器洗浄機の導入（飲食業）

➡食器を洗う時間の短縮により、以前より早く料理の提供が可能となった。



・工業用ミシンの導入（製造業）

➡厚地仕様の製品でも縫製速度を落とすことなく作業が可能となり、従来と同じ時間でより多く製造することが可能になった。



詳細は

厚生労働省HPより要綱、要領、Q&A等の内容をご確認ください。



厚生労働省 業務改善助成金HP

滋賀県の上乗せ制度

滋賀県業務改善・賃上げ支援事業補助金があります。



滋賀県業務改善・賃上げ支援事業補助金HP

お問い合わせ先



滋賀労働局 雇用環境・均等室 TEL:077-523-1190

〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎4階

(R8.7作成)

・申請の流れや具体的な活用事例を知りたい！

ここでは「労働者数7名（その内、雇用保険被保険者は4名）の飲食店で、現在、天ぷら用鍋で天ぷらを揚げているが、一度に大量に作れないという課題を抱えているため、生産性を向上させることで、賃上げを行いたい」という状況を例に、業務改善助成金の申請の流れと活用方法をお示しします。



STEP 1 計画を策定

・賃金引き上げ計画

事業場内最低賃金 1080円を70円引き上げ、1150円にすることを計画。
(7名全員引上げ※)

※引き上げ人数にカウントするためには、雇用保険被保険者である必要があるため、70円コースの引上げ人数4～5名の上限額（130万円）が適用されます。

・設備導入計画

大量に天ぷらを揚げることができるため、フライヤー（150万円）の購入を計画

STEP 2 交付申請

STEP 1 の計画を踏まえ、交付申請書及び事業実施計画書を作成し、事業場住所を管轄する労働局へ提出します。

添付資料として、2社以上からのフライヤーの見積書や、賃上げ対象労働者の申請前6か月分の賃金台帳等の提出が必要となります。

STEP 3 設備導入等の実施

審査の結果、交付決定となった場合、計画内容に基づき、フライヤーの購入、賃金の引き上げ、引き上げ後の事業場内最低賃金を就業規則等に規定等を行います。

※交付決定前に設備の発注等を行った場合には、助成対象外となります。

STEP 4 事業実績報告

事業完了※後1か月以内に事業実績報告書等と助成金支給申請書を提出します。

添付資料として、事業場内最低賃金を規定した就業規則等の写し、フライヤーの写真、納品書・請求書・領収書の写し、費用の振込記録がわかる預金通帳等の写し、賃金引き上げ後の期間の賃金台帳等の提出が必要となります。

※フライヤーの納品日、支払完了日、賃金引き上げ日のいずれか遅い日が事業完了日となります。事業完了期限は、**令和9年1月31日**までとなります。

STEP 5 助成金受給

審査の結果、適正と認められた場合は、助成金の支払いを行います。

支給金額は、フライヤーの値段150万円×3/4（助成率）＝**112万5千円**と70円コース（引上げ人数4～5人）の上限額である**130万円**を比較し、安い金額である**112万5千円**となります。

